

国立大学法人東京農工大学職員給与規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員給与規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考																						
<p>国立大学法人東京農工大学職員給与規程</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16経教規程第30号</p> <p>附 則 第1条～第10条 略</p>	<p>附 則 第1条～第10条 省略（現行どおり）</p> <p>第11条 平成24年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「<u>特例期間</u>」という。）においては、第11条第1項各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員に対する俸給月額（国立大学法人東京農工大学職員給与規程の一部を改正する規程（18経規程第21号）附則第6条の規定による俸給を含み、当該職員が第21条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた俸給月額）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「<u>支給減額率</u>」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。</p> <table border="1" data-bbox="1070 842 1682 1469"> <thead> <tr> <th>俸給表</th> <th>職務の級</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">教育職俸給表</td> <td>2級以下</td> <td>100分の4.77</td> </tr> <tr> <td>3級から4級まで</td> <td>100分の7.77</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>100分の9.77</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">一般職俸給表（一）</td> <td>2級以下</td> <td>100分の4.77</td> </tr> <tr> <td>3級から6級まで</td> <td>100分の7.77</td> </tr> <tr> <td>7級以上</td> <td>100分の9.77</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般職俸給表（二）</td> <td>3級以下</td> <td>100分の4.77</td> </tr> <tr> <td>4級以上</td> <td>100分の7.77</td> </tr> </tbody> </table>	俸給表	職務の級	割合	教育職俸給表	2級以下	100分の4.77	3級から4級まで	100分の7.77	5級	100分の9.77	一般職俸給表（一）	2級以下	100分の4.77	3級から6級まで	100分の7.77	7級以上	100分の9.77	一般職俸給表（二）	3級以下	100分の4.77	4級以上	100分の7.77	
俸給表	職務の級	割合																						
教育職俸給表	2級以下	100分の4.77																						
	3級から4級まで	100分の7.77																						
	5級	100分の9.77																						
一般職俸給表（一）	2級以下	100分の4.77																						
	3級から6級まで	100分の7.77																						
	7級以上	100分の9.77																						
一般職俸給表（二）	3級以下	100分の4.77																						
	4級以上	100分の7.77																						

医療職俸給表	2 級以下	100 分の 4.77
	3 級から 6 級まで	100 分の 7.77
	7 級	100 分の 9.77

- 2 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- (1) 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額
- (2) 地域手当 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額
- (3) 広域異動手当 当該職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当に対する広域異動手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額
- (4) 特勤手当 当該職員の俸給月額に対する特勤手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
- (5) 特勤手当に準ずる手当 当該職員の俸給月額に対する特勤手当に準ずる手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
- (6) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額
- (7) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額
- (8) 第 20 条第 1 項から第 6 項までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからニまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからニまでに定める額
- イ 第 20 条第 1 項 前項及び前各号に定める額
- ロ 第 20 条第 2 項又は第 3 項 前項並びに第 2 号、第 3 号及び第 6 号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額
- ハ 第 20 条第 4 項 前項並びに第 2 号及び第 3 号に定める額に、同条第 4 項の規定により当該職員に支給される俸給等に係る割合を乗じて得た額
- ニ 第 20 条第 5 項又は第 6 項 前項並びに第 2 号、第 3 号及び第 6 号に定める額に、同条第 5 項又は第 6 項の規定により当該職員に支給される俸給等に係る割合を乗じて得た額

<p>附 則 略</p> <p>別表第 1～第 9 略</p>	<p>3 <u>特例期間においては、第 21 条、第 33 条及び第 42 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 7 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、同条の規定により算出した給与額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。</u></p> <p>4 <u>特例期間においては、附則第 7 条の規定の適用を受ける職員に対する第 1 項、第 2 項第 2 号、第 3 号及び第 6 号から第 8 号まで並びに第 3 項の規定の適用については、第 1 項中「、俸給月額に」とあるのは「、俸給月額から附則第 7 条第 1 項第 1 号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第 2 項第 2 号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する地域手当の月額から附則第 7 条第 1 項第 2 号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第 3 号中「俸給月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する広域異動手当の月額から附則第 7 条第 1 項第 3 号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第 6 号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から附則第 7 条第 1 項第 4 号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第 7 号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から附則第 7 条第 1 項第 5 号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第 8 号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第 4 項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項並びに第 2 号、第 3 号及び第 6 号」とあるのは「第 4 項の規定により読み替えられた前項並びに第 2 号、第 3 号及び第 6 号」と、同号ハ中「前項並びに第 2 号及び第 3 号」とあるのは「第 4 項の規定により読み替えられた前項並びに第 2 号及び第 3 号」と、第 3 項中「算出した給与額に」とあるのは「算出した給与額から附則第 9 条の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。</u></p> <p>5 <u>この条の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p> <p>別表第 1～第 9 省略（現行どおり）</p>	
---------------------------------	--	--

附 則（24 経規程第 27 号）

この規程は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。